

平成 22 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 システム・ロケーション 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 千村 岳彦  
( J A S D A Q ・ コード 2 4 8 0 )  
問合せ先  
役職・氏名 取締役管理部長 橋本 祐紀典  
電話 0 3 - 3 2 3 4 - 1 0 5 8

## 内部統制システムの基本方針について

当社は、平成 22 年 3 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 362 条第 4 項第 6 号で規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

なお本基本方針は、平成 20 年 4 月 16 日の取締役会においてその基本計画書の策定を決議し、それに伴って当社が整備、運用してきた内部統制システムの体制を法令に則った様式にて明文化し、あらためて決議したものです。

### 記

#### 1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項第4号)

(1) 全役職員の日常活動における行動基準であり、かつコンプライアンスの基本方針および遵守基準である「システム・ロケーション株式会社倫理・行動規範」の浸透を図るとともに、「コンプライアンス管理規程」を制定し、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図る。また、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たない。

(2) 代表取締役社長を委員長とする内部監査委員会がコンプライアンスの推進および徹底を図るための協議・調整を行う機関となり、管理部長が「実施統括責任者」としてコンプライアンスの推進・徹底を図るため、組織・体制を整備するとともに、違法行為などに関する情報把握ルートの確保を図るため、内部通報制度を「コンプライアンス管理規程」内において設ける。

(3) 「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき、特定の者に権限が集中しないような部牽制システムの確立を図る。

(4) 内部監査を実施して不正の発見・防止と業務プロセスの改善に努める。

#### 2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保持及び管理に対する体制

(会社法施行規則代表取締役100条第1項第3号)

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報については、法令、定款および「文書管理規程」に基づき、適切かつ安全に管理する。

(2) 内部監査委員会は「コンプライアンス管理規程」に基づいて、取締役、従業員に対して、法令、定款、「文書管理規程」に則った文書の保存、管理を適性に行なうように指導する。

(3) 取締役および従業員は、取締役の職務の執行にかかる情報を適切かつ確実に、取締役または監査役が閲覧を要求し他場合に、いつでも閲覧および検索が可能な状態で保管しておく。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 会社が直面するリスクを管理するために策定された「リスク管理規程」の取締役および従業員への浸透を図る。
- (2) 「リスク管理規程」に従い、リスク管理方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織・体制およびリスク管理における役割と責任を明確に定めるとともに、統合的なリスク管理の推進・徹底を図るため代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。また、「リスク管理統括部門」は、リスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともに資本の十分性を検証する。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事その他の緊急事態が生じた場合には、危機対策本部を設置するなどして迅速にこれに対応し、損害の拡大の防止に努める。

### 4. 取締役の職務が効率的に行なわれることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 取締役会は毎月1回定期的に行うほか、適時随時に実施し、法令、定款および「取締役会規程」に従って、重要事項について審議・決定を行なう。
- (2) 取締役は、必要に応じて適時ミーティングを実施して活発な情報交換を図り、迅速な対応が要求される事項についてスピーディーな意思決定を可能にする。

### 5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 当社グループ共通の行動指針として、「システム・ロケーション株式会社倫理・行動規範」、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社と共にこれらを実践する。
- (2) 「関係会社管理規程」に従って、子会社の経営および業績を管理、指導する。

### 6. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号および同第2号)

- (1) 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する従業員を置くこととする。
- (2) 当該従業員は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。当該従業員の任命、異動、評価、懲戒は監査役の意見を尊重した上で行うものとする。

### 7. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (1) 取締役および従業員は、法令違反事実、会社に著しい損害を与える事実があることを発見した場合は、「コンプライアンス管理規程」に定める内部通報制度を活用してコンプライアンス委員会内に設置される「コンプライアンス相談窓口」にその報告を行なうと共に、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告することとする。
- (2) リスク・コンプライアンス情報を受け取った「実施統括責任者」または「コンプライアンス担当部門」は、迅速、且つ適切に対応するとともに、当該情報について監査役に報告するものとする。
- (3) 取締役および従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行なわなければならない。

### 8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 監査役は、内部監査の年次計画について事前に説明を受け、修正を求めることが出来るものとする。実施状況についても、適宜報告を受け、必要に応じて追加監査の実施、業務改善策の策定などを求めることが出来る。

- (2) 監査役は、会計監査人（会計監査人については、第42期定時株主総会にて設置、指名決議予定）を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受けることとする。会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については監査役の事前承認を要するものとする。
- (3) 監査役は、取締役、従業員等と、必要に応じていつでも意見交換を行なうことができる。
- (4) 監査役は、必要に応じていつでも、重要と思われる会議に出席することが出来る。

#### 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性確保および金融取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、当社グループ全体に対する内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適性に機能することを継続的に評価し、必要な改善を行なう。
- (2) 取締役および従業員は、「内部統制改善報告制度」に則り、内部統制上是正措置を施すべき不備を発見もしくは認知した場合には、その内容を当社取締役に報告する。報告を受けた取締役は、代表取締役社長に当該内容を報告し、代表取締役社長がその不備の改善の為の方策を指揮し、改善状況を取締役会にて、取締役、監査役に報告する。

以 上